

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた呉市立小中高等学校の 対応について

1 趣旨

広島県内の感染者数は依然高止まりの状況であるが、経済活動などは徐々に日常に戻ってきており、安全な学校教育活動を確保しながらも可能な限り日常に戻していくことが必要であるとの観点から、感染対策のポイントを絞り、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を次のとおり変更する。

2 取組の開始時期

令和4年6月6日（月）

3 内容

各校の感染状況（[A]～[C]）に応じた対策を実施する。

[A] 感染者※が発生した日（陽性判明日）の翌日を起算日とし、6日間経過していない学級または部活動

[B] 7日間以上、感染者※が発生していない学級または部活動

[C] 13日間以上、感染者※が発生していない学級または部活動

※ここでいう感染者には「感染可能期間に当該校の児童生徒及び教職員との接触がない者」は含まない。

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

[A] [B] [C]

- ・ 児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合には早めの受診を勧め、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に**発熱などの症状があり、未診断**の場合も同様とする。
- ・ 飲食時においては、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう児童生徒に指導すること。

(2) 授業

[A] [B] [C]

- ・ 原則、対面とする。
- ・ 臨時休業等となった場合、タブレット端末等を活用し、オンライン授業、動画配信、学習課題の配布及び回収、健康観察等をできる範囲で実施すること。

[A]

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動（*）については、実施しないこと。

[B] [C]

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動（*）については、慎重に実施の可否を検討すること。
 - * 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - * 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

- * 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- * 図画工作，美術，工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- * 家庭，技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- * 体育，保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 部活動について

【感染者が発生した部活動】 [A] のみ

- ・ 感染リスクを低減させた上で，活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし，大会，コンクールの出場等はこの限りではない。）。また，学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 大会，コンクールに出場する部については，けが防止等の観点から校長が認める場合には，開催1か月前から，出場するにあたり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため，教職員等が活動状況を確認し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

【感染者が発生していない部活動】

- ・ 感染リスクを低減させた上で，平日，週休日（土日）及び休日の活動を可とする。
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場等は除く。）は実施を慎重に検討する。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため，教職員等が活動状況を確認し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施を慎重に検討する。

【クラスター（一定期間に5人以上連続で感染者）が発生した部活動】

[A] 対応の後，[B] [C] 対応とする。

[B]

- ・ 感染リスクを低減させた上で，平日，週休日（土日のいずれか）の活動も可とする。
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 大会，コンクールに出場する部については，けが防止等の観点から校長が認める場合には，開催1か月前から，出場するにあたり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため，教職員等が活動状況を確認し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

[C]

- ・ 感染リスクを低減させた上で，平日及び週休日（土日）及び休日の活動を可とする。

- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場等は除く。）は実施を慎重に検討する。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため，教職員等が活動状況を確認し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施を慎重に検討する。

[A] [B] [C]

- ・ 部室や更衣室等で密になることや食事は避け，短時間の利用とすること。

(4) 学校訪問，研修及び部会等

[A] [B] [C]

- ・ 呉市教育委員会による呉市立学校への訪問・派遣等については，感染症対策を徹底した上で実施する。
- ・ 研修及び部会等については，換気・消毒の徹底や，配席の工夫等による身体的距離の確保など，感染症予防対策に万全を期して実施する。

(5) その他

[A] [B] [C]

- ・ 参観日等を行う場合は，可能な限り参加者を把握することを前提として，換気・消毒の徹底や配席の工夫等による身体的距離の確保など，感染症対策に万全を期すこと。
- ・ 学校行事や参観日等の実施について，判断に困った場合は，学校安全課まで連絡すること。
- ・ 感染状況によって各学校の取組が異なることから，感染者となった児童生徒がいじめや誹謗中傷などの対象とならないよう，情報管理など対応には十分配慮すること。